

◎新潟県告示第276号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（昭和33年5月31日新潟県告示第806号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 海岸名 能生海岸 木ノ浦・能生地区海岸

2 指定区域

地点1No. 0～1No. 5を順次に結んだ線、地点1No. 5'～1No. 0-1までを順次に結んだ線により囲まれる区域より鬼舞漁港区域の重複部分、鬼舞漁港区域起点を中心として半径800mの円内の海面で地点1No. 0～1No. 0-1までの間を通る円弧部分を引いた区域及び地点2No. 0～2No. 4、地点2No. 4-1～2No. 0-1までを順次に結んだ線により囲まれた区域

ただし、二級河川能生川の河川区域を除く。

3 指定年月日 平成31年3月15日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	糸魚川市大字木ノ浦字額の谷600番地3	1No. 0	1No. 0-1	1No. 0	318-33	56.320
1	〃 大字能生字鱗716番地	1No. 1	1No. 1'	1No. 1	294-03	50.000
2	〃 字鱗716番地	1No. 2	1No. 2'	1No. 2	304-52	50.000
3	〃 字鱗717番地	1No. 3	1No. 3'	1No. 3	325-03	50.000
4	〃 字鱗717番地	1No. 4	1No. 4'	1No. 4	338-12	50.000
5	〃 字鱗720番地4	1No. 5	1No. 5'	1No. 5	342-54	70.000
6	糸魚川市大字能生字屋敷7066-甲寅番地	2No. 0	2No. 0-1	2No. 0	335-49	201.720
7	〃 字屋敷7066-18番地先	2No. 1	2No. 1-1	2No. 1	335-07	211.280
8	〃 字屋敷7066-26番地先	2No. 2	2No. 2-1	2No. 2	335-07	201.800
9	〃 字屋敷7066-26番地先	2No. 2	2-B	2No. 2	344-17	204.660
10	〃 字屋敷7067番地	2No. 3	2-A	2No. 3	319-16	209.370
11	〃 字屋敷7067番地	2No. 3	2No. 3-1	2No. 3	335-07	201.390
12	〃 字屋敷7098-5番地	2No. 4	2No. 4-1	2No. 4	335-00	203.050
指 定 延 長		1,320.00m				